

1 労働条件の原則（労働基準法）

- ① 労働することを条件とした前貸の債務と賃金を相殺してはならない。
- ② 労働者の死亡または退職したとき、権利者から請求された場合、7日以内に金品を返還しなければならない。
- ③ 労働契約の期間は原則3年を超えてはならない。
- ④ 労働契約の不履行について違約金、賠償金を定めてはならない。
- ⑤ 解雇の予告は少なくとも30日前に行う。日々雇入れられる者は除く。

2 労働時間（労働基準法）

- ① 労働時間は休憩時間を除き1日8時間1週40時間以内とする。
- ② 休憩は労働時間6時間に45分、8時間に1時間を時間途中に与える。
- ③ 休日は毎週1回与える。ただし4週で4回与えれば特定の週はなしでもよい。
- ④ 有給休暇は6か月間連続勤務し、全労働時間の8割以上出勤した者には10日以上、1年6か月以上連続勤務した者は1年につき1日を加える。最大20日。

3 就業制限（労働基準法）

- ① 年少者の労働契約、賃金支払いは本人と行う。親権者等と行ってはならない。
- ② 坑内労働その他健康上有害な業務の時間外労働は1日2時間以内である。
- ③ 年少者（18才未満）、女性の坑内労働は制限（禁止）されている。
- ④ 満16歳以上の男性の交代制の深夜業は特に認められる。
- ⑥ 年少者および女性の重量物を取り扱う業務は制限されている。
- ⑦ 年少者の就業できる業務は、(ア)玉掛け補助 (イ)高さ5m未満、深さ5m未満の業務 (ウ)地上または床上の足場組立て補助等。

4 職場の安全体制（労働安全衛生法）

- ① 労働災害の防止のため、高さ2m以上の地山の掘削等一定の作業について

年度	No	土木法規	労働法関係	H22~18 過去全問	学習ポイント
H22	50	労働契約：1週40時間労働，8時間につき1時間の休憩，出産・疾病費用の前払い，平均賃金の算定基準			
	51	年少者・女性の労働制限：児童は働かせてはならない，妊婦，育児中の女性の就業制限，18歳未満の就業制限			
	52	危険業務の安全対策：事業者は爆発性等の物に対する防止措置，健康障害への防止措置をとる。労働基準監督署長への届出工事			
	53	特定元方事業者の講ずべき措置：協議組織の設置および運営，巡視は毎日1回以上，教育指導，計画作成，合図の統一			
H21	50	労働者の解雇規定：業務上の負傷，解雇理由の証明書，日日雇用，試用期間			
	51	労働者の災害補償：業務上の負傷，療養補償，休業補償，災害補償			
	52	統括安全衛生責任者の責務：不在時は代理人を選任する，安全衛生責任者			
	53	労働基準監督署長へ届出工事：工事開始14日前までのに労働基準監督署長へ届出る工事の種類及び規模			
H20	50	賃金の支払い規定：前借金，出産，疾病の場合，使用者に都合で控除できない			
	51	労働時間の規定：賃金台帳，坑内労働，労働時間の延長，1日8時間，1週40時間			
	52	特定元方事業者の講ずべき措置：協議組織の設置及び運営，巡視，教育指導，計画作成，合図の統一			
	53	安全衛生責任者の選任及び職務：特定元方事業者，統括安全衛生責任者，安全衛生責任者，作業主任，危険の有無の確認			
	50	就業規則記載事項：10人以上使用する使用者が就業規則に必ず記載すべき事項，解雇，退職，賃金，始業及び就業時間，昇給，就業場所，業務			
H19	51	労働契約：違約金，前借金，労働者名簿，前貸			
	52	作業主任の選任：作業主任を選任しなければならない工事の種類，掘削面の高さが2m以上の地山掘削は作業主任を選任する			
	53	厚生労働大臣への届出工事：種類，規模，堤高150m以上のダム建設工事は届出る			
	50	労働契約：日日雇い入れる労働者，前借金，賃金と負債との相殺禁止，死亡時の賃金支払い，未成年者			
H18	51	労働契約：現場の主任技術者は労働基準法上の使用者である			
	52	労働者への安全衛生教育：業務の種類，溶接，溶断，ずい道掘削，酸素欠乏危険作業			
	53	統括安全衛生責任者の職務：特定元方事業者が選任する，統括管理事項			

注. 白抜き丸数字は，本書に掲載した問題

A	法規・労働法関係	労働基準法	平均賃金	H22-50
---	----------	-------	------	--------

1

労働基準法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 使用者は、原則として、休憩時間を除き1週間について40時間、1日について8時間を超えて労働させてはならない。
- (2) 使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。
- (3) 使用者は、労働者が出産、疾病、災害等の費用に充てるために請求する場合においては、支払期日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払わなければならない。
- (4) 使用者は、労働者の平均賃金については、算定事由の発生した日以前3箇月間に支払われた賃金の総額と臨時に支払われた賃金を、その期間の総日数で除した金額として算定しなければならない。

解答

(4)

《労働基準法（以下「法」という）第12条第4項》平均賃金の総額には、臨時に支払われた賃金および3か月を超える期間ごとに支払われる賃金ならびに通貨以外のもので支払われた賃金で一定の範囲に属しないものは算入しない。したがって(4)は誤り。

解説

- (1) 《法第32条》労働時間は1週間につき40時間、1日につき8時間が原則である。(正しい)
- (2) 《法第34条》休憩時間は労働時間6時間を超える場合は、45分、8時間を超える場合は、1時間を労働時間の途中に与える。(正しい)
- (3) 《法第25条》使用者は労働者が出産、疾病、災害等の費用に当てる場合は、支払い期日前での働いた分の賃金を支払う。(正しい)